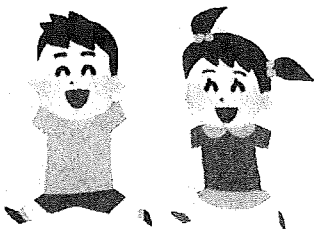


少年センター だより

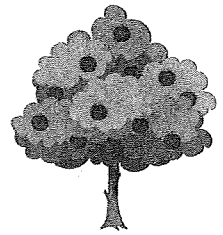
守山野洲少年センター
『あすくる守山野洲』

相談は ☎ 583 - 7474 まで

<http://www.usennet.ne.jp/~syonen-c/>



遊びの力



飛んだり、跳ねたり、走り回ったりして、子どもたちがのびのびと遊ぶ姿は
ほほえましいものですね。

子どもは毎日の「遊び」を通して、生きる力を獲得していきます。

お友達と相談しながら面白い遊びを創造することで、コミュニケーション能
力や社会性が育ちます。また、思いきり身体を動かすと、運動能力が発達し、
ストレスも発散できますね。

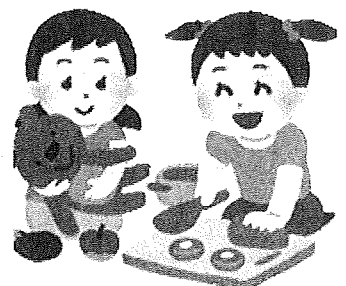
時には、仲の良いお友達とけんかになることもあるかも知れません。

しかしそのことも、相手の意見を聞き、いろいろな考え方があることを知る
チャンスになります。

新型コロナウイルスの影響で子どもたちを取り巻く環境は一変し、

「遊び」に関しても、感染対策が欠かせなくなりました。

日常生活は少し窮屈になりましたが、安全を確保しつつ、
心はゆったりと、優しいまなざしで成長を見守ってあげて
ください。



子どもを虐待から守りましょう

保護者・大人のみなさまへ

1990年代に入ってから、日本では「子ども虐待」の存在が社会問題化してきました。

このような動きと呼応するように、児童虐待に関する相談件数も急増し、全国の児童相談所の虐待に関する相談受理件数は1990年において、1,000件ほどであったものが、その10年後には1万件を超えました。そして、現在は、15万件を超える状況となっています。

守山市・野洲市においても、市への新たな相談がそれぞれ毎年、約100件から150件寄せられています。

◀ 虐待の定義 ▶

「児童虐待の防止に関する法律（通称：児童虐待防止法）」によると、第二条に児童虐待の定義

(①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待の4つ)が明記されています。

身体的虐待	なぐる ける たたく 食事を与えない 戸外にしめだす 縄などで拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為 子どもをポルノグラフィーの被写体にする など
ネグレクト	乳幼児を家に残したまま外出する 病気になっても病院へ連れて行かない 子どもの意に反して学校等に登校させない 適切な食事を与えない 子どもにとって必要な愛情を与えない(無関心・怠慢・愛情遮断) など
心理的虐待	ことばによるおどし・脅迫 子どもを無視する・拒否的な態度を示す 子どもの自尊心を傷つけるような言動 他のきょうだいは著しく差別的な扱い 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言 など

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引きつがれるおそれがあり、子どもに対する最も重大な権利侵害であることを認識しなければなりません。

◀ 虐待が子どもに与える影響 ▶

身体的影響	打撲 きりきず やけど 外から見えない傷 骨折 命の危険 など
学習面への影響	登校・登園もままならない 落ち着いて学習に向かえない 発達程度に応じたコミュニケーションがとれない など
心理的影響	対人関係への影響 低い自己評価 行動のコントロール 多動 など

子どもへの影響はさまざまですが、主に3つの視点から見てみると・・・

身体的影響としては、日常的にたたかれたりして打撲を負うことによる成長不全や、重篤な場合は生命に危険がおよびます。

学習面（知的発達面）への影響としては、安心して生活できない家庭環境にあることから、学校や園で落ち着いて学習に向かえなかったり活動ができなかったりするなど、のびのびとした成長が得られないということがあります。

また、心理的な影響としては、本来、もっとも安心を得られる保護者から虐待を受けることにより、信頼関係を構築することができなくなり、結果として他人を信頼し望ましい関係性を築くことができにくくなります。また、行動のコントロールとしては、保護者から暴力を受けてきた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や園での生活においても、友だちに対して、たたいたりけったりして暴力で問題を解決しようとする傾向がうかがえます。

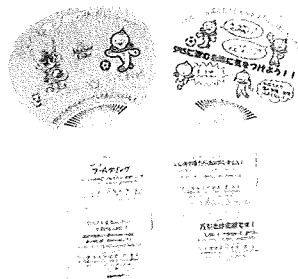
なお、虐待を受けてきた子どもが、その行為（暴力やことば）をそのまま弟や妹にするとか、あるいは、その子が親になった時、同じような虐待をしてしまうなど、虐待は連鎖する可能性があります。

「体罰」と「しつけ」

先に述べた虐待の定義は、子どもの側に立っての定義です。すなわち、保護者の意図（思い）とは関係がないということです。子どもにとってどうなのか？という視点が大切です。 保護者（大人）の中には、自らの暴行や体罰などを「しつけ」と主張する人もいますが、これらの行為は、子どもにとって効果がないばかりか、悪影響をもたらす不適切な行為であることを認識する必要があります。

守山野洲少年センターの活動

7月は「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」でした。しかし新型コロナウイルス

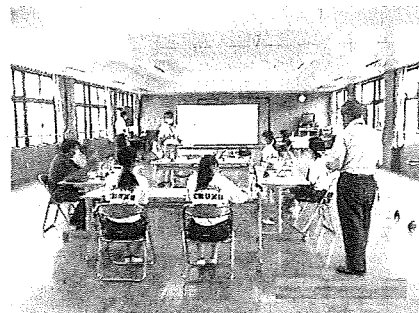


感染症対策のため、関連したグッズを少年補導委員から地域の方々に直接手渡すことは避け、量販店やコンビニエンスストア・公的な施設などをお願いをして、うちわやティッシュペーパーを少しずつ置かせていただきました。

守山野洲少年補導委員会の活動

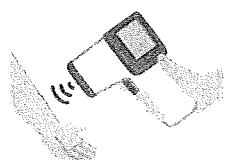
「中学生との交流会」

学校が新型コロナウイルス感染症対策のため休校があり夏休みが例年より大変短い中、守山野洲少年補導委員会では、今年は2つの中学校の生徒との交流会を開催しました。“3密”を避けながら、お互いを理解し、相談できる関係づくりへとつないでいくことを目指した活動です。普段から地域活動をしている少年補導委員と日頃から思っていること、考えていることを話し合いました。



授業のある平日の貴重な時間の中、参加してくださった中学生の皆さんにお礼申しあげます。いま、中学生が直面している“SNS利用の問題”や“互いに話したいこと”、“地域での中学生の役割”や“交通安全”などについて、参加した中学生も少年補導委員も意見の交流が出来ました。ありがとうございました。参加した中学生からは、「自分では気づけないところを教えてもらった。」また「意識していなかったことを考え直すよいきっかけとなって良かった。」などの感想が聞かれました。

守山野洲少年センター『あすくる守山野洲』



〒524-0021
守山市吉身3丁目11番43号 守山市商工会館3階
TEL : 077-583-7474 / 077-570-7557
FAX : 077-581-1419
<http://www.usennet.ne.jp/~syonen-c>

土日祝日及び年末年始を除く毎日
午前8時30分～午後5時15分
電話・来所・訪問相談 相談無料
カウンセリングは要予約 秘密厳守
(水・木・金)